

事務連絡
令和8年4月1日

海事関係団体代表者 殿

国土交通省海事局
外航課
内航課
船舶産業課

燃料・石油製品の供給制限について（周知）

平素より国土交通行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の中東情勢を受け、全国的に燃料・石油製品の供給に制限が発生しております。石油販売会社等の販売制限により、A重油、塗料、潤滑油等の燃料・石油製品の安定的な調達が困難となっており、造船・船用エンジン製造事業者における各種製造、建造、試運転等に影響が生じる可能性があり、場合によっては生産・出荷の停止を招くおそれがあります。

各団体・各事業者におかれては、関係団体、関係企業等との連絡を一層密にさせていただくとともに、燃料の供給に制約が生じていることを踏まえ、発注者と受注者との間で、海上試運転、陸上試運転の合理化・柔軟化を図る等、可能な限り燃料の使用の合理化に努めていただきますようお願いいたします。

また、経済産業省では、買い占めや売り惜しみなどの影響が生じる場合に備えて、事業者や消費者の皆様からの情報提供窓口を設置しています。

会員各社に対し、本窓口の活用を含め、広く周知いただきますようお願いいたします。

- ・経済産業省「燃料油や石油製品の供給に関する情報提供」の受付について
<https://www.meti.go.jp/press/2025/03/20260314002/20260314002.html>

以上

<p>【問合せ先】 船舶産業課 榊原、杉浦 TEL：03-5253-8111（内線 43-656、43-653） 直通 03-5253-8634</p>
--